

一般事業主行動計画

株式会社ワークパワー

社員が仕事と子育てを両立し、その能力を十分に発揮できるよう、雇用環境の整備に取り組むため、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025 年 4 月 1 日 ～ 2030 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内 容

目 標 1：育児休業の取得を希望する社員が、性別を問わず取得できる環境を整備し
計画期間内に男性の育児休業取得者を 1 名以上とする。

<対策>

- 育児休業制度と両立支援に制度をまとめたガイドを作成し、社内周知する
- 該当者が出た場合には、個別面談により取得希望や不安等のヒアリングを行う

目 標 2：フルタイム労働者一人当たりの各月毎の法定時間外労働、法定休日労働の
合計時間数を 10 時間未満とする。

<対策>

- 改善方法を検討
- 時間外、会社休日は、社員のワークバランスのために業務を行わないことを、顧客および関連企業等に対して理解を求める。